

■ 建設工事等に係る電子契約の**対象範囲拡大**について

令和6年4月から変更

建設工事等に係る電子契約の対象範囲は次のとおりとします

令和6年1月～3月

- 建設工事 設計金額 **5,000万円超**の当初契約
- 工事関係委託業務 設計金額 **500万円超**の当初契約



令和6年4月～(当面)

- 建設工事 設計金額 **3,000万円超**の当初契約
- 工事関係委託業務 設計金額 **500万円超**の当初契約

■ 建設工事等に係る電子契約の対象について（補足）

- 電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨を記載します。
- 変更契約は原則として電子契約の対象外とします。
- 設計金額が対象範囲内の案件でも、電子契約の対象外となる場合があります。
- 設計金額が対象範囲外の案件でも、電子契約の対象となる場合があります。
- 電子契約を希望しない場合は、書面契約も可能です。
- 契約関係書類が期限までに提出されない場合は、書面契約をお願いすることがあります。
- 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が無い場合は、書面契約となります。